

岩手県監査委員告示第45号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第40号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県企業局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年11月4日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 企業局

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成28年6月7日から同月9日まで

(2) 本監査実施日 平成28年7月28日

3 監査結果の公表の日 平成28年9月6日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
固定資産使用料の徴収に当たり、相当期間経過してから調定しているものが7件、220,512円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	固定資産使用料の調定については、毎月定例で課内会議を開催し、進捗状況を職員相互で確認し、再発防止に努めることとした。